

大口町告示第54号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条第1項の規定により、令和6年度大口町一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和6年4月1日

大口町長 鈴木雅博

1 一般廃棄物の排出状況

(1) ごみの排出量は、自家処理、集団回収等を除き7,490tとし、適正処理に努める。

排出量内訳

種類	排出量 (t)	細分類
可燃ごみ	5,450	収集車(家庭系)、直接搬入(事業系) 自己搬入
プラスチック類	90	その他プラスチック類、ライター類、ビデオテープ類
可燃性粗大・中型	290	有料可燃粗大、可燃中型
不燃性粗大・中型	30	有料不燃粗大、不燃中型
埋立ごみ	50	陶磁器類・ガラス類
資源ごみ	1,570	缶類(スチール缶・アルミ缶・スプレー缶)、金属類(小型金属類)、 ビン類(生ビン類・雑ビン(無色・有色)・化粧ビン類)、プラスチック類(ペットボトル類、トレイ・発泡スチロール類、容器包装プラスチック類)、古紙類(ダンボール・新聞・雑誌・ざつがみ・牛乳パック)、布類(布類・衣類)、剪定枝・草等、使用済小型家電、羽毛布団、
特別ごみ	10	乾電池類・蛍光灯類、使用済小型充電式電池
計	7,490	

- (2) し尿の排出量は270k1、浄化槽汚泥の排出量は2,480k1とし、適正処理に努める。

2 一般廃棄物の処理主体

(可燃ごみ、資源ごみ等)

- (1) 可燃ごみは、委託業者及び下表に掲げる許可業者による収集(多量の場合は、自己搬入)、処分については江南丹羽環境管理組合環境美化センターにて行うものとする。

第一環境(株)	大和エンタープライズ(株)	(株)中部クリーンシステム
東海装備(株)	(有)タツミ産業	中日コプロ(株)
内藤商店(株)	(有)伸和環境	(株)ハニダ
木曾川環境クリーン(株)	大和エネルフ(株)	(有)シンセイ
(有)江南紙原料	大成環境(株)	(有)芳村商店
坪井金属(有)	(株)紙資源名古屋	(有)愛知環境センター
シバタ(株)	(株)東海SUNKEY	(有)ホテイクリーン
(株)大栄工業	(株)倉衛工業	

- (2) プラスチック類(その他プラスチック類、ライター類、ビデオテープ類)は、江南丹羽環境管理組合環境美化センター搬入後、適正処理を行うものとする。
- (3) 有料戸別収集による粗大ごみ、及び地域集積場から収集した中型ごみの処理については、可燃物は江南丹羽環境管理組合環境美化センターで、不燃物は委託業者にて行うものとする。
- (4) 埋立ごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。
- (5) 資源ごみ(容器包装類)は、委託業者により収集、資源化処理を行うものとする。容器包装プラスチック類、ペットボトル類及びビン類については、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートにて再商品化を図るものとする。
- (6) 資源ごみ(剪定枝・草等は除く)及び特別ごみについては、大口町資源リサイクルセンターにて火曜日から土曜日まで(国民の祝日、「国民の祝日」が月曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない

日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)回収を行うものとする。

(7) 資源ごみ(剪定枝・草等)については、有機資源保管所(豊田地区及び二ツ屋地区)にて回収を行うものとする。なお、豊田地区は金曜日及び日曜日、二ツ屋地区は土曜日及び月曜日に回収するものとする。

(8) 資源ごみ(使用済小型家電、使用済小型充電式電池、羽毛布団)は、大口町資源リサイクルセンターにおいてのみ回収を行い、使用済小型家電については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、国が認定した事業者による収集、資源化処理を行い、使用済小型充電式電池については、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、小型充電式電池の回収・再資源化を行い、羽毛布団については、再生事業者による収集、資源化処理を行う。

(9) 特別ごみは、委託業者にて収集、処分を行うものとする。

(し尿及び浄化槽汚泥)

(1) し尿の収集は、許可業者(株)倉衛工業とし、浄化槽清掃に伴って生じる汚泥の収集は、許可業者(株)倉衛工業、(株)東海SUNKEY、(株)扶桑クリーン社、(株)大栄工業、(有)ホテイクリーン、及び(有)犬山衛生管理組合とし、汚泥の処分は愛北広域事務組合愛北クリーンセンターによるものとする。

なお、浄化槽清掃業の新規許可申請については、受付を行わない。

(一般廃棄物処理業許可業者)

(1) 一般廃棄物処理業の新規許可申請については、受付を行わない。ただし、江南市及び扶桑町で収集した一般廃棄物を、江南丹羽環境管理組合環境美化センターへ搬入するための申請については、この限りではない。

3 処理計画

(ごみ処理実施計画、生活排水処理実施計画等)

(1) ごみ処理実施計画

可燃ごみ(台所ごみ)の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機器及びボカシの利用による自家処理に努める。また、資源ごみ、埋立ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、プラスチック類及び特別ごみについては、今後一層分別の徹底を図り、減量化及び再資源化に努める。

(2) 適正処理困難物

特定家庭用機器再商品化施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する特定家庭用機器(ユニット形エアコンディショナー、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機)、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品(パーソナルコンピューターのうちブラウン管ディスプレイ一体型のもの、密閉形蓄電池)及び大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項に基づき町長が適正な処理が困難であると指定したパーソナルコンピューターのうちブラウン管ディスプレイ一体型のもの(指定再資源化製品を除く)、機械油、塗料、プロパンガス容器、スプリング入りマットレス、バッテリー、消火器、オートバイ、原動機付自転車、耐火金庫、農業用機械器具、ピアノ、業務用機械器具、建築廃材、事業所から出る粗大ごみ、その他処理が困難なもの

(3) 生活排水処理実施計画

公共下水道、合併処理浄化槽による処理を推進する。

区域 町内全域

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬量

区 分	委託業者の 収集運搬量	許可業者の 収集運搬量	自己搬入量
可燃ごみ	3, 2 6 0 t	2, 1 9 0 t	
プラスチック類	9 0 t		
粗大・中型ごみ（可燃・不燃）	3 2 0 t		
埋立ごみ	5 0 t		
特別ごみ	1 0 t		
資源ごみ	1, 4 0 0 t		1 7 0 t
し尿		2 7 0 k l	
浄化槽汚泥		2, 4 8 0 k l	

イ 収集区域 町内全域及び各集積場

ウ 収集回数（資源リサイクルセンター分、自己搬入分は除く）

区 分	収集回数
可燃ごみ	委託業者収集 週 2 回、許可業者収集 随時
プラスチック類	委託業者 その他プラスチック類 月 2 回、 ライター類・ビデオテープ類 月 1 回
粗大・中型ごみ（可燃・不燃）	委託業者（有料戸別収集 随時、中型ごみ 月 1 回）
埋立ごみ	委託業者 月 1 回
特別ごみ	委託業者 月 1 回
資源ごみ	委託業者 プラスチック類（ペットボトル類、ト レー・発泡スチロール類、容器包装プラスチック 類）、古紙類（ざつがみ）月 2 回 缶類（スチール缶・アルミ缶・スプレー缶）、小型 金属類、ビン類、古紙類（ダンボール・新聞・ 雑誌・牛乳パック）、布類（布類・衣類）月 1 回
し尿	許可業者（随時）
浄化槽汚泥	許可業者（年 1 回以上）

エ 収集方法

可燃ごみは路線収集方式、粗大ごみ（中型ごみは除く）は戸別収集方式、その他の資源ごみ等はステーション方式とする。

オ 収集運搬する廃棄物の運搬先別の内訳

区 分	運搬先
可燃ごみ	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
プラスチック類	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
粗大・中型ごみ(可燃)	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
粗大・中型ごみ(不燃)	再生資源化委託業者処理場
埋立ごみ	処理委託業者処理場
特別ごみ	再生資源化委託業者処理場
資源ごみ	再生資源化委託業者処理場
し尿	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
浄化槽汚泥	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

(ごみ処理施設)

施設名 江南丹羽環境管理組合環境美化センター
所在地 丹羽郡大口町河北一丁目131番地
形 式 旋回流型流動床式焼却炉
能 力 150t／24H（75t／24H×2炉）

(し尿及び浄化槽汚泥処理施設)

施設名 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
所在地 岩倉市野寄町向山760番地
形 式 高負荷脱窒素処理方式（一次処理水の下水道投入）
能 力 280kl／日（し尿・浄化槽汚泥）

(2) 残渣の処分方法

処理施設内、アセック及び委託業者（処理施設）に埋立処分とする。

(3) 他市町への排出

処理施設	区分	年間計画数量
(株) 愛北リサイクル (犬山市)	資源ごみ(容器包装プラスチック類、ペットボトル類、トレー・発泡スチロール類)	202 t
野村興産(株) (北海道北見市)	特別ごみ	10 t
(株) ディーアイディー (一宮市)	可燃ごみ (事業系食品残渣排出分)	40 t
三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	可燃ごみ(在宅医療廃棄物)	1 t
三重中央開発(株) (三重県伊賀市)	埋立ごみ	50 t

5 その他

- (1) 長期的、総合的視点に立つて、計画的なごみ減量の推進を図るため「ごみ処理基本計画」を基本に進める。
- (2) 可燃ごみ(台所ごみ)の堆肥化の一部地域による実施、家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度、ボカシ利用による堆肥作りのPRにより、さらにごみの減量に努める。
- (3) 食品廃棄物削減のため、家庭で出来る具体的な削減方法を広報誌などで周知する。また、フードドライブ活動を行い食品ロスの削減に努める。
- (4) 可燃ごみボックスを設置することにより、可燃ごみの散乱を防ぎ、環境衛生の保全を図ると共に、可燃ごみ置場の集約を行い、収集効率を上げることを目的として、可燃ごみボックスの無償貸出しを行う。
- (5) 3R(リユース、リデュース、リサイクル)の必要性を「広報おおぐち」、町ホームページ及び各種イベント等を通じて、啓発及び情報発信を図る。
- (6) ひとり暮らしの世帯のうち、身近な人などの協力を得ることが出来ず、地区の集積場所まで資源ごみを排出することが困難な方や高齢者及び障害者等の世

帯に対し、戸別収集（ふれあい収集）を行い、資源ごみ排出の支援をする。

- (7) 「広報おおぐち」、「ごみゼロ運動」、「五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動」及び「アダプトプログラム」を通じ、ごみ散乱防止意識の啓発に努める。
- (8) 資源ごみ集団回収登録団体（事業所を含む）に助成金を交付することにより、資源回収活動を奨励し、資源の有効利用を図る。
- (9) 組成調査等により、ごみの分別が徹底されていないことが判明した事業所及び許可業者に対する訪問指導を強化していく。併せて、資源化可能な品目や資源化に関する具体的事例や手法の紹介などの情報提供を行う。